

令和3年第2回広尾町議会定例会 第3号

令和3年6月9日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第46号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 3 議案第47号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第48号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第49号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 6 議案第50号 令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第51号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 8 議案第52号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 9 発議第3号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 10 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
- 11 発議第5号 2021年度最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 12 陳情第1号 広尾町国民健康保険病院の人工透析医療施設の開設に関する陳情について
- 13 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏

総務課長補佐	柏	崎	弥香子
総務課主幹	齊	藤	美津雄
併総務課参事	西	内	努
併総務課主幹	山	岸	雄一
併総務課主幹	木	幡	幸雄
併総務課主幹	木	村	正樹
併総務課主幹	坂	田	邦昭
企画課長	及	川	隆之
住民課長	楠	本	直美
住民課長補佐	佐	藤	直美
住民課長補佐	山	崎	義和
兼住民課長補佐	三	浦	直子
住民課主幹	西	脇	秀司
保健福祉課長	宝	泉	大樹
保健福祉課長補佐	今	村	正樹
兼老人福祉センター所長	宝	泉	大樹
地域包括支援センター長	村	上	洋子
兼健康管理センター長	宝	泉	大樹
健康管理センター次長	三	浦	直子
健康管理センター次長	雄	谷	幸裕
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭	清美
子育て世代包括支援センター長	佐	藤	清美
認定こども園ひろお保育園長	成	田	まゆみ
認定こども園ひろお保育園副園長	西	脇	優子
兼豊似保育所長	成	田	まゆみ
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝義
農林課長	平		浩則
兼町営牧場長	平		浩則
水産商工観光課長	平	室	直宏
建設水道課長	前	谷	憲一
建設水道課長補佐	三	田	昌樹
建設水道課主幹	北	上	盛通
建設水道課主幹	小	藤	浩司
兼下水終末処理センター長	前	川	憲一
港湾課長	森	田	亨
		谷	

港湾課長補佐 安岡伸弘

〈教育委員会〉

教育長 菅原康博
管理課長 山畑裕貴
管理課長補佐 三浦弘樹
学校給食センター所長 山岸達也
社会教育課長 沖田一美
兼図書館長 沖田一美
兼海洋博物館長 沖田一美

〈選挙管理委員会〉

委員長 辻田廣行
併書記長 山岸直宏

〈監査委員〉

代表監査委員 大林忠
併書記長 白石晃基

〈公平委員会〉

委員長 木下利夫
併書記長 山岸直宏

〈農業委員会〉

会長 今村弘美
事務局長 寺井真

○出席事務局職員

事務局長 白石晃基
事務局次長 保坂一也
総務係主事補 齊藤香月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 議案第46号～日程第8 議案第52号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第46号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第8、議案第52号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第46号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第4号）から議案第52号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）まで一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。4月1日付人事異動及び共済費の負担率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理であります。

最初に、議案第46号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,246万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億2,274万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

25ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正の変更であります。

過疎対策事業債につきまして、豊似保育所整備事業債の追加及び防げん材整備事業の国庫補助金の内示に伴い、限度額を変更するものであります。

町債の合計に1,190万円を追加し、7億3,490万円とするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第47号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ84万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億965万7,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの歳入歳出予算の補正内容であります。

豊似水源地物置の修繕料の追加及び人事異動に伴う整理を一般会計繰入金で調整するものとなります。

次に、議案第48号であります。

本案は、令和3年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ668万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,278万9,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものとなります。

次のページの補正の歳入であります。

4款1項は、一般会計繰入金を整理するものとなります。

7款1項町債は、事業の追加によるものとなります。

次に、歳出であります。

1款1項一般管理費は、人事異動及び共済費の負担率の変更による減額であります。

2款1項事業費は、汚水ます設置箇所及び浄化槽設置箇所の追加による委託料及び工事請負費の追加であります。

32ページの第2表、地方債の補正の変更であります。

公共下水道事業債、個別排水処理施設整備事業債及び過疎対策事業債につきましては、事業費の追加に伴い、限度額を変更するものとなります。

町債の合計に550万円を追加し、9,990万円とするものとなります。

次に、議案第49号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ352万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億8,447万2,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの歳入であります。

2款2項道補助金67万9,000円の追加は、北海道クラウド負担金及び傷病手当に係る特別交付金であります。

4款1項繰入金は、一般会計からの繰入金を整理するものであります。

次のページの歳出であります。

1款1項総務管理費598万2,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額であります。同款2項徴税費82万円の追加は、電算システムの保守委託料及び北海道クラウド更新機器費用負担金であります。

2款6項傷病手当金50万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金であります。

6款1項健康管理センター費は、地方創生臨時交付金を活用した健康センターのWi-Fi環境整備工事であります。

次に、議案第50号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ551万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,931万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入であります。

1款1項介護保険料は、保険料の軽減による保険料収入の減額であります。

2款1項負担金は、人事異動に伴う南十勝介護認定審査会共同設置費負担金の追加であります。

7款1項繰入金は、一般会計からの繰入金を整理するものであります。

次のページの歳出であります。

1款1項総務管理費及び同款3項介護認定審査会費は、人事異動及び共済費の負担率の変更に伴う整理であります。

2款1項介護サービス等諸費は、財源内訳の補正であります。

4款1項総合事業費は、チラシ折り込み手数料の追加であります。同款2項包括的支援事業・任意事業費は、人事異動に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第51号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ569万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,530万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入歳出の補正内容であります。

人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理並びに研修会参加負担金の追加であります。

次に、議案第52号についてであります。

令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条は、令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであるものとす。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとす。

収入であります。

第1款第2項営業外収益に24万5,000円を追加するものとす。

次、支出であります。

第1款第1項営業費用に227万3,000円を追加するものとす。

補正の内容であります、人事異動及び共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理並びに水道料金システム改修委託料の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費でありまして、204万2,000円を追加するものとす。

以上で、議案第46号から議案第52号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、一般会計補正予算（第4号）について、事項別明細書で説明をいたします。

本補正予算は、先ほど説明がありましたように、人事異動に伴う人件費の補正が中心でありますので、人事異動によるものについては説明を省略いたします。

それでは、歳出から説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費では、一般管理費で研修・赴任旅費、新型コロナウイルス検査手数料、南極観測船しらせ十勝港入港歓迎実行委員会負担金を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

庁舎管理費では、飛沫防止対策備品、あとオゾン生成装置購入費を計上するものでございます。防災対策費で、修繕料、防災保管庫用物置移設工事を計上するものでございます。地域安全対策費で、町交通安全車のフロントガラスの修繕料を計上するものであります。

7ページをお願いいたします。

2款総務費、5項統計調査費では、統計調査費で道の経済センサス調査委託金の減額により報酬、消耗品等を減額、人件費については、この委託金により時間外手当を計上するものでございます。

8ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費では、社会福祉施設費でデイサービスセンターの修繕料を計上する

ものでございます。障害者母子福祉費で、在宅精神障害者通所交通助成費1名分を計上するものでございます。

9ページをお願いいたします。

生活支援ハウス施設費で、浴室雑排水管清掃委託料の計上をするものでございます。2項児童福祉費では、保育所費で修繕料、ひろお保育園保育室建具製作工事、こちらのほうは保育施設の整備寄附金を使用して、あと補修用原材料費の計上をするものでございます。

10ページをお願いいたします。

子育て支援センター運営費で、会計年度任用職員、こちらのほうの報酬が代替パート職員に変更になり、報酬のほうを増額し、職員費を減額したものでございます。

11ページをお願いいたします。

放課後児童健全育成費で、暖房機修繕料の計上をしております。

12ページをお願いいたします。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費で、この事業の施行に伴います需用費、役務費、使用料及び賃借料、それと給付金5万円掛ける80名の計上をしております。この事業につきましては、議案資料10ページに掲載されております。

13ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費では、環境衛生費で修繕料を計上しております。あと、墓地看板の老朽化により、看板設置委託料を計上しております。

14ページをお願いいたします。

予防費で、新型コロナワクチン接種に伴う折込手数料、健康管理システムの更新委託料、それとオンライン事業備品購入費の計上をしております。

15ページをお願いいたします。

国民健康保険病院費で、国民健康保険病院運営交付金、こちらのほうは自動精算機の購入に充てるもの、これを追加しております。

16ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費は、農村環境改善センターで消耗品費、それと施設の誘導灯本体交換工事費、屋外散水栓取替工事費の計上をしております。2項林業費では、林業総務費で、広尾町森林組合の出資金の計上、林業振興費で人工林造林推進事業補助金の計上、森林環境振興費でサントラントウッド加工材代、森林環境振興基金積立金の、こちらは減額となっております。

17ページをお願いいたします。

農林人材育成支援センター費で修繕料の計上、間仕切壁、床改修工事、物置移設工事費も計上しております。

6款商工費、1項商工費は、商工振興費で広尾町起業家等支援事業補助金の計上をしております。

18ページをお願いいたします。

サントラント費では、し尿くみ取料、大丸山森林公園サンタの家改修工事費の計上をしております。

20ページをお願いいたします。

7款土木費、5項住宅費、住宅管理費で役務費の計上をしております。

8款消防費、1項消防費は、消防施設費で新型コロナウイルス感染拡大防止用資機材購入費の計上をしております。

9款教育費、1項教育総務費では、事務局費で外国語指導業務委託料の確定による減額でございます。教育振興費では、各種助成金の確定による減額、財産管理費では旧学校給食センターの解体撤去工事費の計上でございます。

22ページをお願いいたします。

社会教育費は、社会教育総務費で修繕料及び通信運搬費の計上でございます。公民館費では、修繕料の計上をしております。図書館・児童福祉会館費では、給料、職員手当で会計年度フルタイム職員の1人追加、オゾン生成装置の購入費の計上でございます。

23ページ、海洋博物館・伝習館費で、修繕料の計上をしております。体育施設費では、需用費、修繕料の計上をしております。あと、町営野球場水路土管取替えのため、燃料費、重機運搬費、特殊車両借上料、補修用原材料費の計上をしております。

11款公債費では、財源内訳の補正でございます。

12款予備費では、1,109万1,000円を増額して、予算総額を調整しております。

戻っていただきまして、3ページ、歳入の関係でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、それと15款道支出金、1項道負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金では、国が2分1、道と広尾町が4分の1ずつ負担をして、介護保険特別会計の歳入、現年度分第1号被保険者介護保険料の軽減分に充てるものでございます。2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金及び社会資本整備総合交付金事業補助金の計上でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,505万2,000円に対する充当事業につきまして、議案資料9ページに一覧のほうを載せております。この交付金は、令和3年度の事業に活用できる国が財源として本省繰越しを行ったもので、合計金額は1億円であり、今回の補正予算で計上した交付金額を差し引くと残額が7,494万8,000円となるものでございます。

15款道支出金、2項道補助金は、豊かな森づくり推進事業補助金の計上、学校支援地域本部事業費補助金は道の内示予定額による変更でございます。3項道委託金は、経済センサス活動調査委託金、調査区管理委託金は、道の交付決定に基づく減額でございます。

4ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入は、令和2年度決算に伴う広尾町森林組合配当金の計上でございます。

17款1項寄附金は、サンタランド推進委員会から保育施設整備資金寄附金の計上でございます。

18款1項繰入金は、森林環境振興基金繰入金、サンタランドウッド加工代の財源として計上しております。

21款1項の町債は、過疎対策事業債として豊似保育所整備事業債、こちらのほうは事業充当が可能となったもので計上しております。あと、十勝港防げん材整備事業債は、こちらのほうは補助金の減による増額でございます。

以上、補足説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 続いて、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、引き続き一般会計の事項別明細書になります。12ページになります。

6 目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の詳細について、議案資料で説明したいと思えます。議案資料をお願いします。

議案資料の10ページ、11ページです。

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、そして括弧として、その他世帯分となっているのは、ひとり親世帯につきましては北海道で支給することになっておりまして、それ以外の世帯を町が支給することになっていることから、その他世帯分としているものでございます。

1の目的としまして、これは今年3月23日に国のほうで閣議決定されたものでありまして、新型コロナウイルス感染症の長期化に関連した支給事業で、低所得の子育て世帯に対しまして給付金を支給するものであります。

2の支給対象者であります。まず①になります。児童手当、そして特別児童扶養手当の受給者で、非課税世帯が対象となります。先ほど説明しました道で行うひとり親世帯以外のものとなります。②は、①で該当になっていない方で、住民税が非課税になっている世帯や、また、新型コロナウイルスの影響で家計が急変しまして非課税と同等と認められた世帯を該当としているものでございます。

3番は、支給対象見込みは80人で見込んでおります。

4の給付額は、1人5万円です。先ほども説明ありましたが、80人の5万円ですから、予算は支給額の400万円で計上しております。

5の申請と給付の方法であります。非課税の児童手当、それと特別児童扶養手当の受給者は申請は不要であります。それ以外の手当等の受給を受けていない非課税者、それと家計急変者は申請を受け付けまして、書類を確認し、決定するものいたします。支給方法は口座振替といたします。

最後になります。6のスケジュールとなります。①の申請不要者で、該当するのが分かっている方は今週中に案内を出させていただきます。6月中の支給といたします。②の申請が必要な方に関しましては、町広報、それと新聞にチラシ等を折り込みいたしまして周知を行い、来年の2月まで期限を設けて受付、そして支給とすることといたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案7件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第46号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 歳入歳出事項別明細書の18ページでありますけれども、3目のサンタランド事業費のうち、大丸山森林公園サンタの家改修工事1,066万6,000円の提案があります。実は、平成22年6月の定例会なのでありますけれども、いわゆるサンタランドの管理棟に軽食部門を設置したいということで、当時300万円の追加補正、提案がございました。いろんな資料とかを提示されておまして、いろんな議論の後、結果的に撤回されたのですけれども、今回の内容についてももう少し詳しく説明していただきたいのと、従前のときはそういった平面図とかの資料も添付されておりましたけれども、今回それがないので、それも含めてご説明いただきたいと思います。

それから、21ページの教育費の9款1項4目財産管理費の旧学校給食センター解体撤去工事1,047万9,000円の関係でございます。

実は、6月7日の本会議で常任委員会報告がございました。所管は総務常任委員会なのでありますけれども、この報告の中で現地調査、旧丸山保育所、旧学校給食センター等々出されておりますけれども、総務常任委員会として、この報告書を見ますと、旧学校給食センターを現地調査して、将来的には解体撤去するということが報告はされました。年度は未定ということで私ども報告を受けたわけでありまして、実際、実施日が5月14日ということですから、まだ3週間前の総務常任委員会の所管事務調査なのでありますけれども、今このことがここで出てきておりますけれども、あまりにも唐突な感じがしないでもないですね。

第6次まちづくり推進総合計画、4月からスタートしてまだ2か月ちょっとしか経過しておりませんが、この実施計画の中には、あるいは基本構想の中にも、公共施設の解体については、今後、継続的に検討、計画的に対処するということが、10年間に特に実施計画上、予算計上されていないのですけれども、端的に言えば、この10か年間の計画の中で、年度ごとの事業費というのは毎年度うたっております。当然、財源内訳もうたっているのですけれども、この中で、例えば実施計画で小さいものからいったら動画配信によるPR事業が6万円と、そういう小さい額も掲載されておりますし、町民通信員育成事業では7万円の事業費も掲載されております。そういった非常に細かい事業費も掲載している反面、1,000万円を超える額のものが今回唐突に出てくるというのは、

どうもこのまち計のいわゆる財政収支計画との絡みを見ても、ちょっと違和感を感じるのですけれども、併せてご説明を頂きたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明いたします。

サンタランド費の大丸山森林公園サンタの家改修工事の内容についてでございます。

大まかには、軽飲食を取り扱う施設に改修をするものであります。中身といたしましては、調理場、カウンターの記事、2階の飲食スペースを設ける形で階段の一部撤去を含めた改修工事になっております。その他、コロナに対応するため、網戸を設置するなどの工事を考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 山畑管理課長。

1、管理課長（山畑） 旧給食センターの解体撤去の関係でございます。

この解体工事につきましては、教育委員会としては当初予算も要求をしておりましたが、財源の確保等を町部局と協議しながら、当初の予算は見送らせていただきました。先月の総務常任委員会でも現場を見ていただきまして、雇用対策等も含めて改めて町と協議をさせていただきまして、このたび補正で予算を計上させていただいた状況でございます。

以上で、説明を終わります。

1、議長（堀田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） まちづくりの実施計画について少し補足をさせていただきます。

解体撤去工事の経費につきましては、実施計画には掲載しておりません。方針としましては、財源のめどがついたものから順次判断をして、できるところからやっていくというような形で10年間の長期な視点で載せるということは断念したという経緯にあります。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第47号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを審議

します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第48号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第49号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第50号 令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第51号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第52号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第46号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第52号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの7件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第52号までの7件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案7件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案7件は討論を省略します。

これより議案第46号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第52号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの7件を一括採決します。

お諮りします。本案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第3号

1、議長(堀田) 日程第9、発議第3号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、志村國昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、6番(志村) 発議第3号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

新型コロナウイルスにより、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時対応することが求められている。同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保、また、少子・高齢化が進む中、従来の行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあるが、人材不足により疲弊する職場実態にある中、多発する大規模災害対応あるいはデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

こうした地方の財政対応について、いわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方の財政計画までは、この財政計画の水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応に巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が確保できるのか不安が残されている。

2022年度以降の地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求める。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにもデジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6、会計年度任用職員制度について、法の趣旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い地方自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置などが行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

9、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりです。

ご同意方よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第4号

1、議長(堀田) 日程第10、発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、5番(北藤) 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されましたが、教育の機会均等を確保するためにも、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。新法の成立により、小学校において段階的に35人以下学級が実現することになった。しかし、中学・高校については「検討」にとどまっており、早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことが必要である。

2021年3月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.71%、(7人に1人)、北海道においては全国で8番目に高い19.10%(5人に1人)となっており、依然として厳しい実態にある。

就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、地方自治法第99条に基づき教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求める。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とする

よう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元させるよう要請する。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年から中学校3年の学級編制標準を順次改定するよう求める。当面、中学校・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

4、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第11、発議第5号 2021年度最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 発議第5号 2021年度最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

2020年度の最低賃金の改定において、北海道での引上げは凍結され、2019年度に改定された861円に据え置かれ、「経済財政運営と改革の基本方針2019」で定められた「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という目標と乖離している。

この間、労働組合などが全国的に行っている「最低生計費」の試算結果では、全国どこでも時給1,000円以上に引き上げることが必要であると指摘されている。憲法第25条が定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するためにも、最低賃金の引上げは急務である。

内閣府経済社会総合研究所の研究成果では、最低賃金の引上げが雇用の維持につながるという指摘がされているが、最低賃金の引上げに対して、中小・零細企業から経営の負担から消極的な意見も上がっている。

したがって、地域経済の中心的な担い手である中小・零細企業で最低賃金の引上げを実現するためには、社会保険料の減免・軽減措置などの支援策を強化することが必要である。

よって、政府においては、2021年度の最低賃金の改正に当たって、早期に1,000円を目指すために大幅に引き上げること、そのためにも、社会保険料の減免など中小企業への支援を拡充することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をする。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 陳情第1号

1、議長（堀田） 日程第12、陳情第1号 広尾町国民健康保険病院の人工透析医療施設の開設に関する陳情についてを議題とします。

本陳情書については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に説明をさせます。
白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 説明いたします。

陳情者であります。広尾町人工透析患者代表としまして、広尾町西3条6丁目、柴崎忠雄氏、広尾町丸山通南6丁目、松原和行氏であります。

陳情事項につきましては、広尾町国民健康保険病院の人工透析医療施設の開設に関する陳情であります。

陳情趣旨につきましては、記載のとおりであり、町国保病院における透析治療の開設について陳情いたしたいとするものであります。

以上であります。

1、議長（堀田） 本陳情書は、会議規則第95条の規定に基づき、所管である総務常任委員会に付託します。

お諮りします。本件については、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第13 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第13、発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

記といたしまして、1、調査期間は、令和3年第2回定例会終了後から令和3年第3回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、一般廃棄物の処理状況及びリサイクルの取組について。

産業常任委員会、(1)、新規就農の実態と今後の展望について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等

に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和3年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時59分